

平成 17 年第 27 回経済財政諮問会議議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：2005 年 11 月 29 日(火) 14:33～15:52

2. 場 所：官邸 4 階大会議室

3. 出席議員：

議長	小泉 純一郎	内閣総理大臣
議員	安倍 晋三	内閣官房長官
同	与謝野 馨	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
同	竹中 平蔵	総務大臣
同	谷垣 禎一	財務大臣
同	二階 俊博	経済産業大臣
同	福井 俊彦	日本銀行総裁
同	牛尾 治朗	ウシオ電機(株)代表取締役会長
同	本間 正明	大阪大学大学院経済学研究科教授
同	吉川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授
臨時議員	麻生 太郎	外務大臣
同	川崎 二郎	厚生労働大臣
同	中馬 弘毅	行政改革担当大臣
同	小池 百合子	内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)
	三浦 一水	農林水産副大臣
	松村 龍二	国土交通副大臣

(議事次第)

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 政策金融改革について
- (2) 政府の資産・債務管理について
- (3) 三位一体の改革について
- (4) 平成 18 年度予算編成の基本方針(案)について

3. 閉 会

(説明資料)

- 政策金融改革の基本方針
- 政策金融改革について(麻生議員提出資料)
- 政府資産・債務改革の基本的な方針
- 政府資産・債務改革について(谷垣議員提出資料)
- 地方交付税改革の推進(有識者議員提出資料)
- 三位一体の改革の推進に向けて(竹中議員提出資料)
- 谷垣議員提出資料
- 平成 18 年度予算編成の基本方針(案)
- 18 年度予算編成に向けて(有識者議員提出資料)

(配付資料)

○ 竹中議員提出資料 (参考資料)

(概要)

○ 政策金融改革について

(与謝野議員) それでは、政策金融改革について、私から説明を申し上げる。「政策金融改革の基本方針(案)」を参照頂きたい。前回の民間議員による基本方針骨子からの主な修正箇所を中心に申し上げる。

1 ページ目の1. 基本原則(2)②に、「新たな財政負担を行わない」ということを追加している。

2 ページ目。2. 政策金融の各機能の分類で、国民生活金融公庫の教育資金貸付は、「所得制限を引き下げ縮減して残す」としている。

一番の課題である組織論については、3 ページ目の(2) 政策金融として残すものをご覧頂きたい。前回の会議では、A案(1機関)、B案(2機関)、C案(3機関)を出したが、議論はほぼA案ということになっていた。また与党とも調整を進め、与党の考え方も参照し、次の通りとしている。

第1に、「一つの政策金融機関に統合することを基本」ということで、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行の5機関について、民でできることは民でという原則に従い、スリム化した上で統合することを基本とすると書いている。

第2に、国際協力銀行については、国策としての援助機能についてのあり方そのものを議論する必要があるため、内閣官房長官の下に有識者からなる検討会を設置し、本年度中に、これは来年の3月末のことだが、統合の具体的内容を決定する。概要については以上。

本案にて、諮問会議として決定させていただきたいと思う。ただし、自民党と公明党のペーパーと比較すると、若干、考え方が違う場所がある。これは本日5時から開かれる政府・与党の協議の中で方向を決めて頂きたいと思う。

(谷垣議員) まずは、これだけの改革をまとめて頂いたことについて、お礼を申し上げたい。

その上で何点かコメントする。第1に、日本政策投資銀行と商工組合中央金庫に関しては完全民営化するということが、移行措置をとるとされている。資金調達への影響などを踏まえて、必要な措置はきちんと講じていかなければならないと思う。マーケットでは既に政策投資銀行や商工中金について、国債等との利回り格差が出てきているなどの影響がみられるようだ。ユーザーにとっての利便性ということもあるが、この2機関は国民の大事な資産であるので、完全民営化に際して価値を減ずることのないように配慮してやっていくということは必要ではないかと思う。

第2に、国際協力銀行については、統合の具体的内容を引き続き検討して頂くということだが、この基本方針(案)に書いているように、外国との競争をにらんだ対外経済戦略の効果的実施という観点が私は重要だと思っているので、こういった点はよく検討して具体的内容を決定して頂きたいと思う。

第3に、政策金融として必要な機能として、私は通貨危機対応というものが大事だと思っている。この基本方針(案)には、「民間金融機関も活用した危機対応体

制の整備のため」と書いているが、通貨危機は民間金融機関が一斉に資金を引き上げることによって起こる場合もあるわけだから、残される政策金融の機能の中で、通貨危機対応も含まれるというふうに私は理解している。その点もよくご検討頂きたい。

今後、更に詳細な制度設計については、また色々と議論させて頂き、協力しながら進めていきたいと思っている。

(与謝野議員) 今の点については、昨晚、与党と議論をして、移行期間については一定の幅を持たせて、政府・与党の合意の中で書こうということになっている。また危機管理については、自民党のペーパーなどは相当詳しく書いてあるが、これも今、谷垣議員が指摘したような国際金融情勢における危機に対応できるということも政府・与党合意の中できちんと明示したいと考えている。

(二階議員) 政府系金融機関の改革について、既に私の考え方は再々申し述べているが、商工組合中央金庫については、中小企業の役に立つ改革は積極的に進めるべきであるとの決断のもとに、民営化の方向を打ち出したところ。その内容について、特に重要な点は次の2点。

第1に、民有民営を目指すこと。第2に、民営化に当たって追加的な財政負担を求めないこと。この2点を中心に進めたいと思っている。ただし、中小企業を追い詰めることのないよう、商工中金の民営化に際しては、万全の移行措置を講ずるなど必要な準備はしっかりとすることが重要だと思う。特に、国の出資の扱いや金融債の発行継続など財務基盤を確保し、資金調達に支障を来さないように措置すること。また、いざという時に中小企業の要請に応えられるようにしておくこと。この2つは大事だと思う。中小企業者にとって、常に信頼できる金融機関とすることが大切だ。中小企業金融公庫等については、新機関が中小零細企業の期待に応えられるように、新機関において中小企業金融の明確な旗をきちんと立てることが重要だと考える。

(麻生臨時議員) 配付している2枚紙に従って、2点申し上げる。第1に、基本的にODAは日本外交の根幹だと思うので、これまで通り総理の強いリーダーシップの下で、外務大臣、外務省を調整の中核として実施されるべきものだと思う。

第2に、基本方針(案)の4ページ目の一番上の「内閣官房長官の下に」という箇所について。ここでは「有識者からなる」とあるが、これでは閣僚は全然関係しないで、有識者で決めてしまうというような文章のように読めるが、それはいかがなものか。外務省としては、外交政策の一環としてODAを実施している。また従来から対外経済協力関係閣僚会議というものをやっており、これは経済協力の基本政策について幅広く色々なことをカバーしている会議ということになっている。基本方針(案)の「内閣官房長官の下」というところは、例えば「対外経済協力関係閣僚会議の下、官房長官が主宰する」としてはどうか。両方とも主宰は官房長官であるから、「官房長官が主宰する」という文言を入れないと、これは有識者が全部決めてしまうという文章に読まれる可能性があり、それではいかがなものかと思う。

(与謝野議員) その点についてお答えする。これについては色々と、内閣官房長官、あるいは総理とも相談したが、こういう問題はなるべく中立的な方にきちんと物事を決めていただくのがフェアだろうと思う。ODAそのものを決める話ではなくて、国際協力銀行が一つの機関に統合される際に発生する問題をどう処理するかということが国策上、国策上というのは外交政策上適切かという観点だが、この観点から物を決めて頂く。ただ、物を決めて頂くというのは、決定するという意味ではな

くて、いわば安倍官房長官に答申を出すという形で勉強して頂いて、安倍長官に報告書なり何なりを提出して頂く。その上で改めて全体統合のあり方を含めて、また諮問会議でお諮りをすると、そういう手順を踏むことになると思う。

従って、有識者で全部決めるという話ではなくて、白紙の立場から検討を頂いて、それに基づいて、更に諮問会議で最終的な決定をするということで、外務大臣の意見も十分反映される形になると私は確信をしている。

(麻生臨時議員) 基本方針(案)を読むと「内容を決定する」と書いてあるが、有識者が全部決めてしまうというふうには読むこともできるため、私としては、それはいかげなものかと申し上げている。この点だけは確実にやって頂かないと、閣僚が全然無視されているという話は、とても了解できる話ではないので、その点だけはよろしく願い申し上げます。

また、「国策」という言葉が急に出てきているが、私たちの世代には何ということはない言葉だが、最近では余り使われない言葉だと思う。外交政策の一環という意味だと説明されたので、その点をしっかり議事録で残していただきたい。

それから、私は直接の担当ではないが、沖縄について。基本方針(案)を読むと、沖縄振興開発金融公庫も1機関の中に入ることになっているのだろうが、沖縄についてはぜひ配慮をして頂きたい。この諮問会議で議論する話ではないのかもしれないが、政治的な判断は、沖縄に関してはぜひ御一考頂かないと問題になると思う。

(与謝野議員) 沖縄振興開発金融公庫については、民間議員とも随分議論をして、諮問会議としては一つに統合するという方針でいくことにした。ただし、この問題は政策金融だけで判断していい問題ではない。やはり、沖縄をめぐる諸問題を政治が抱えているわけであるから、それに関しては、与党並びに政府が高度の政治判断をする場面というのはどうしても必要だろう。最終的には統合をするにしろ、そこに若干のというよりは、高度の政治判断を含める必要があるということで、これは今日の夕刻の政府・与党合意の中できちんと沖縄の問題に対応できるように協議を頂くことになっている。

(麻生臨時議員) ありがとうございます。最後に1点だけ。基本方針(案)3ページ目に国際協力銀行分野でも「資源確保・国際競争力確保を除き、撤退する」とあるが、一本化される各機関では、いずれも給与が違ふと思う。そうすると、それを一緒にした場合は、給与水準はどこに合わせるかという点については、組合問題を考えておく必要がある。この給与と組合の問題は簡単にはいかないという点だけは頭に入れて対応する必要があるのではないかと思う。

(小池臨時議員) 昨日の自民党合同部会でも、沖縄振興開発金融公庫については政治的な配慮が必要であるという意見があったし、公明党の方でも、ほぼ同じ意見が出ているものと承知をしている。また、米軍再編と絡んで、今回の沖縄公庫のあり方というのが連日のように報道されている。その意味では、大変政治的な判断が必要になってくる。もう一言言えば、沖縄に関して、もう少し色々な報道があってもよいのではないかと思う。特に産業・金融面での遅れという点では、例えば、日本経済新聞が向こうでそのまま読めるようにするなどというような側面的な配慮も今後は必要と付け加えたい。

いずれにしても、沖縄公庫の位置付け、あり方というのが極めて政治的な問題であるということで、ぜひとも御配慮をお願いしたいと思う。

(竹中議員) 政策金融の改革は、50年に一度の大改革だと思う。昭和20年代後半に今の制度の基礎ができて以来、本当に50年ぶりの大改革ということで、それにふさわしい改革となるよう、規模の半減、組織の統合、そして民営化そのものは完全

な民有民営が必要などということをお願いしてきたが、基本方針（案）の内容は、それに沿った50年に一度の大改革にふさわしいものに概ねなっていると思う。

そういう認識のもとで、あえて細かい点だがちょっと気になることについて申し上げる。第1に、基本方針（案）1ページ目。政策金融の機能として、「国際競争力確保」という表現がある。これは前から気になっているのだが、国際競争力の確保のための政策金融というのは、WTOの分類上は補助金となる。補助金を出すということになると、これはWTO違反ではないかという議論も実はあり得るわけで、こういう広い表現でよいのかというのは前から気になっている。例えば、幼稚産業の育成などであれば、当然私はいいと思うが、このようなことについては、最終版にはもう少し詰めて頂きたい。

第2に、先ほど麻生臨時議員も触れていたが、雇用の問題等々、十分に議論されないで基本方針がつくられているので、その分、制度設計が大変重要になると思う。これは行革担当大臣のところで担われることになるわけだが、この文章の書き方でよいかということも含めて、制度設計の責任の明確化をお願いしたいと思う。

第3に、公営企業金融公庫について。これは廃止するということは明言しているが、他の廃止する機関については移行期間の措置が書かれている。移行期間のことを書くのであれば、公営企業金融公庫についても移行期間の措置についてぜひ記載してバランスをとって頂きたい。文章については、事務的に連絡をしたい。

最後に、商工組合中央金庫について。商工中金という大変難しい組織を民有民営にするという二階議員の決断は、非常に重要だと思う。この英断に敬意を表したい。

その上で、商工中金の民有民営をどのようにするかということに関して述べたい。これはむしろ経済産業省というよりは財務省に検討頂く問題だと思うが、今日、二階議員が記者会見で4,000億円の政府出資の一部を準備金に振り替えるという発言をしていると聞いているが、これは財政支出をしないという方針と矛盾しないのかどうか。私は結論として、二階議員の発言の方向でやって頂いたら結構だと思うが、財務当局としては、きちんとした説明がそこは必要だと思う。

この点については、もう1つ付言したい。3,000億円を準備金に振り返るということは一体何を意味するかというと、政府が3,000億円、旅立つに当たって商工中金に差し上げますということ。その取り分は出資者がとることになるが、政府出資である4,000億円のうち3,000億円を準備金に振り替えるということになると、政府と民間の株式の持ち分がほぼ同じになる。そのため準備金3,000億円の半分は政府に返ってくるが、残りの半分は民間の出資者に行くということになる。そうすると、実はこれは政府すなわち国民から出資者に対する財産のトランスファーになるわけで、これが国有財産の処分という観点からうまく整理できるのかどうか。これは国会でも聞かれるだろう。そういう理論的な整理、理論武装を私は財務当局にぜひお願いをしておきたいと思う。

（与謝野議員） WTOに関することだが、資源確保・国際競争力確保を担う新組織が、補助金的なプロジェクトファイナンスを行ったとする。例えば、明らかにこれは補助金であるという種類の金融を行った場合には、他国から苦情があると思うが、現在までのいろいろなプロジェクトファイナンス等は、国際基準に合致したものである。御指摘のとおり、今後行う場合には、そういう国際ルールに抵触しないということは、きちんとしなければならない。

雇用については、雇用不安を起こすのは好ましいことではないので、十分注意しなければいけない。

公営公庫の移行期間については、政府・与党合意の中できちんと書き込む予定で

ある。

商工の話は、二階議員の分野なので、また改めて。

(二階議員) 竹中議員からご指摘の点は、谷垣議員とよく打ち合わせさせていただく。

私が言いたいのは、政府は新たに資金を出さないことになっており、それに沿って新たに要求するものではないということ。3,000億円の準備金は、今後円満に完全民営化に移行していくために大変重要な柱であり、財務当局とも十分打ち合わせさせていただく。

(麻生臨時議員) 国際競争力の点は竹中議員が言われたとおり大事だが、4ページの4行目「外国との競争をにらんだ」という表現も引っかかる表現になり得ると思う。

(牛尾議員) 民有民営にする話と、これまで政府であったものが民間になるという大きな流れが2つできる。天下りをしないことのみならず、将来、官の経験が非常に生きる分野もあることも考えられるので、実施する5～7年の間に、「官から民」に雇用が自由に動ける行政措置を真剣に考える時期に来ている。ポータブルな年金をもって、行政から民へ、民から行政へと自由に動ける形をつくってやらないと、天下りを一方的に切るだけになってしまう。幹部だけでなく、課長や意欲のある人が自由に動けるようなオープンな仕組みについて、真剣にプロジェクトをつくって考える時期に来ている。特にこの問題は、知的な労働者が非常に多く、官の独特の経験を積んだ人もおり、そういう人が民に行くこと、あるいは民間へ移ることも大事であり、そういうことを検討するべきである。

もう1つは、これだけ大規模な場合に民有民営は非常に大事なことで、民有とは何かということ是非常に問題がある。商工中金が、民出身の株主だけになっていいのかという議論もある。これだけの資産を、初めに郵政公社のように全部を政府が持って、徐々に上場して自由に公募してとれるというのは公平な措置だが、ある時期までの組合の債務者だけが恩恵を受けるということについては、何らかの工夫が必要だ。民有民営という話においては、あらゆるところでこれから起こる。その時の一つの措置は、個別の当事者に任せる部分と、ルールとして原則を決める部分があり、賃金の問題も同様に、行政でやるのか政治でやるのか、その辺りをきちんと5年以内に解決する必要がある。

(与謝野議員) 牛尾議員の第1点だが、諮問会議でも、民と官の人事交流、公務員制度全体のあり方、民間との接触面をどうするかということについて、率直な議論をしておく必要がある。

(中馬臨時議員) ここまでまとめられた御努力に敬意を表する。この5つの法人の統合がどういう形で実現し、将来的には、市場化テスト等も通じて、どのように見直すこととするのかなど、今後の検討課題がある。各担当大臣等もある程度詰めておいていただかないと、国会答弁等でかなり苦労するので、議論ないしは詰めをお願いする。

(与謝野議員) 他に御発言がなければ、配付した案を諮問会議決定としたいが、いかが。

(竹中議員) 今申し上げた幾つかの点について修正はできないのか。表現について、麻生臨時議員からもあったし、私からも申し上げた。そういう点を含めて、与謝野議員に引き取っていただき、微修正をしていただきたい。

(与謝野議員) わかりました。今後制度設計等のときには、今回の会議の議事録も参考にしながらやらせていただくということによろしいか。

(竹中議員) 修正できる部分は修正をしておいていただきたい。

(与謝野議員) はい。そのような御意見もあったが、細かいことはお任せいただけ

ばと思うが、総理、何か。

(小泉議長) よくここまでまとめていただいた。御苦労さまでした。

(麻生臨時議員、川崎臨時議員、中馬臨時議員、小池臨時議員、三浦農林水産副大臣、松村国土交通副大臣 退室)

○政府の資産・債務管理について

(与謝野議員) 政府の資産・債務管理について、これまでの議論を踏まえ、経済財政諮問会議として決定する「基本的な方針」の案を作成した。

資料「政府資産・債務改革の基本的な方針(案)」に基づいて、修正部分だけ説明する。

1点目、総理の御発言を踏まえ、民間の知見を活用する観点を加えており、2.(3)及び(5)で「民間有識者・専門家の知見を十分に取り入れる」などの表現を入れている。

2点目、資産縮減に当たっては、金融資産残高の代わりに、政府の資産規模全体を対象としている。ただし、外為資金・年金の寄託金及び売却困難な道路・河川等の公共用財産は対象から除外している。

3点目、早急に対応すべき課題として、国有財産の有効活用、また売却促進を行うこととしており、このような施策を強力に推進するため、次期通常国会に国有財産法の改正案を提出する旨記述している。

最後に、国民への説明責任を果たすため、財務省が改革の方向と具体的施策を明らかにする観点から工程表を作成し、経済財政諮問会議に報告することとしている。

(谷垣議員) 資産・債務改革については、余分な資産の売却、あるいは、資産・債務管理の効率化を通じて財政への貢献を図ると同時に、スリム化を通じて金利変動リスク等を軽減することに意義があると理解をしており、高い目標を掲げて、それに向かって努力することは一つの手法であると考えている。

私の提出した資料の1枚目に、各資産の売却可能性をまとめている。半減目標から、外為資金、年金寄託金及び公共用財産は除かれているが、これらを除いたベースでも政府資産の対名目GDP比を今後10年間で概ね半減させるというのは相当厳しい目標である。資産・債務管理に責任を持つ私どもとしては、「基本的な方針」に沿って最大限努力をしたいと思っている。

公務員宿舎について、これまで都心における宿舎については、都心3区内では危機管理用を除いて、宿舎の新設を行わないといった措置を実施している。今後の宿舎行政については、都内の敷地利用効率の低い宿舎の都心からの移転あるいは集約立体化等を進め、不要となった宿舎敷地を売却することによって、民間等における高度利用、有効活用に供するべきと考えている。その具体的な改善策については、財制審に検討をお願いしている。

22日の諮問会議で、特会改革に関して検討することを申し上げた財政融資資金特別会計の金利変動準備金の取扱いについて報告する。資料の2ページをごらんいただきたい。

財投改革の成果によって財投がスリム化し、金利変動準備金を他の用途に活用することが可能となってきた。この準備金は、歴史的に低金利の継続という特別の事情により、数年間に生じてきたストックである。

それらを鑑みて、他の歳出に充てるより、国民共通の負債である国債残高の圧縮に充てることとし、これを明確にするため、国債整理基金へ直接繰入れとすることとした。

具体的には、平成 18 年度において、臨時緊急措置として、金利変動準備金から最大限取り崩し可能な 12 兆円、これは平成 17 年度末の金利変動準備金の概ね半分だが、これを国債整理基金に繰入れ、買入消却をして国債残高を圧縮したい。この措置は特会改革のみならず、資産・債務を同時に圧縮するという意味で、財政健全化に貢献するものと考えている。

(本間議員) 資料の最後で、地方における取組について具体的に提案している。地方においても、資産・債務の問題は根深く存在しており、専門性の点においても管理体制は必ずしもきちんと整理されていない。ぜひ総務省は、各地方公共団体と協議しつつ、その資産・債務の有り様について目標を設定しながらプログラム化し、推進していただきたい。

それから、政府内部における体制やそれぞれの所掌において、私も資金運用審議会や財制審に関与しているので努力しているが、その分割した機能を連動させながら、総合的に対応できるかということになると、やはり工夫の余地があると感じている。前文に、特別会計改革及び政策金融改革と結びつけて国のバランスシート全体の位置づけの中で積極的に推進するとし、資産・債務改革との 3 点セットで行うということ強調している。現行の審議会の活用等だけでは、この点はまだまだ不十分だと思うし、総理から前々回に指摘いただいた民間のスピード感をどのように入れ込んでいくかをプッシュするため、財務大臣には、4. の「18 年度内に、工程表を作成し、経済財政諮問会議に報告する」という中で、体制面における具体的対策を積極的に推進していただきたいと思う。

例えば、政策金融、特別会計は、主計局と理財局が各省庁と調整するという形で、部分部分でやっているの、財務省内部における財政と金融のあり方、各省庁と財務省との関係といった仕組みに関する考え方ということ、工程表の中に盛り込みながら進めていただきたい。その 2 点について、ぜひお願いしたい。

(谷垣議員) 少し勉強させていただく。

(竹中議員) 資産・債務の重要な一部である特別会計の議論を前回行ったが、財政融資資金積立金の活用について申し上げたところ、早速、非常に大きな金額の活用について谷垣議員からお話があった。大きな金額を出すということに関して敬意を表したい。

その上で、しかし、財政融資資金は今後とも年間 2 兆円程度の利益が見込まれ、今回のワンショットにとどまらず、今後どのようにこれを進めていくのかについて、引き続き、検討いただきたい。

資産の縮減に関して、前回は金融資産が対象となっていたが、全資産を対象ということなので、大変結構なことだと思う。その上で気になったのは、1. (2) の注) で、除外項目が書いてあること。外為資金はスリム化の対象としない、これは取り崩せない、というのは一見一つの理屈だが、しかし実は外為資金 80 兆円のうち積立金が 14 兆円あるわけで、これを全額取り崩せとは言わないが、これを活用することは可能。外為特会から一般会計への繰入もあるのだから、これについて、全く除外するということでは問題が残るのではないか。

年金寄託金もスリム化の対象にしないということだが、ぜひ民間議員のお考えを聞いてみたい。年金寄託金は、将来の年金のための重要な資産だから除外するという趣旨だと思うが、民間議員は以前から、当会議で個人年金勘定の創設を言っておられる。個人年金勘定は、単に勘定だけではなく、この資産を国民自らが個人年金勘定で保有して、国民自らが金融機関を選択するという方式も、将来的にはある。発想を変えれば、これに全然着手できないということは全くない。そのような発想

で、この資産を国民に実際に持っていただくということも将来的には可能なのだから、これも一律的に対象外とする必要はない。そこはもっと大胆にお考えいただいても、構わないのではないか。

国有財産の中で独立行政法人への出資財産等については、もう少し明確な議論をしてもよいのではないか。独立行政法人への出資財産は、文教施設、空港施設、国立病院などがあるが、空港施設を民営化している国もあるのだから、これを民営化して売れば、財産を縮減できる。そこに対して、どのようなアプローチ、考え方で臨むのかということは、少し明示的に議論する必要があるのではないか。

最後に本間議員から、地方もしっかりと言っていたが、これはまさに我々もやりたいと思っていることである。ただし、国と異なり地方は、むしろ会計制度そのものの整備から行わなければならないという大問題を抱えており、時間はかかるかもしれないが、その根本的なところから改革をし、もう少しまとまった段階で当会議でも議論いただきたいと思っている。

(吉川議員) 竹中議員のお話にも関係すると思うが、政府の資産・債務が両建てであるのを整理するという事は合理的だと思う。重要なことは、資産・債務の問題でも財政再建にどのように貢献するかということ。国は借金があるのだが、一方で資産を持っている。そうした資産のリターンが借金の金利よりも高いか低いかがということが、重要な基準になる。国が持っている資産のリターンは、事業会社のように全て金で表現できないが、社会的なリターンも含めて国が持っている資産のリターンが国債の利払いの金利に比べて、どれくらい高い収益性を持っているのかが大きな判断材料になると思う。国が持っている資産には、あまり役に立っていない、即ち本来期待されるような役割を果たしていない、もっとはっきり言うと、無駄になっているものもあるのではないか。空き地というのは一番わかりやすい例だが、そういうものは、この際処分して国債の償還に充てた方が財政再建に資する。竹中議員もおっしゃったように全方位で見直しして積極的に進めるということだと思う。

(本間議員) 竹中議員の御指摘の点、非常に重要な点だと思っている。1. (2) については我々も相当議論をしたところである。外為資金においても、為替リスク等をどのように準備金として担保しているか技術的に詰めなければならない問題で、御指摘のとおり、議論の対象とするということは十分あると思う。前回の議論は金融資産ということだったが、それを押し戻すための一つのヘッジとしてこういう形になっているということで御理解いただきたいと思う。

年金寄託金等についても、私も2001年に個人会計の導入を提案した。最近では井堀東大教授もこういう提案をされており、根本的な年金改革をするという段階になれば、個人に帰属させるという部分は恐らく相当重要なポイントになってくると思う。したがって、この段階では着手せずに、年金等のところで議論の機会をつくって深掘りをしたいと考えている。

もう1つ重要な論点は、独立行政法人の資産・債務をどのように考えるか。この点についても一度全部を整理した上で、諮問会議に問題提起させていただきたいと思うので、今後の取り扱いにさせていただきたいと思う。

(竹中議員) 本間議員が言われたことであれば、ここは「注」で「スリム化の対象としない」というのは、いかにもその資産の状況に応じた対応をするということではないか。

(与謝野議員) 外為特会でたくさんお金が余れば、一般会計に繰り入れたことが、過去にあるはずだ。

(竹中議員) 毎年のように繰り入れている。

(与謝野議員) 外為特会であれだけドルを持っていると、円安や円高で大きなリスクが発生する。今は円安になっているから、見かけ上、外為特会は評価益が多く出ていると思うが、日米の金利差が縮まってきたりすればどうなるかわからないので、簡単に手をつけてはいけない。手をつけられる部分もあるが、余ったから取り上げてしまうというものではないと思う。

それから、年金は国民から預かっているという性格があるので、その点を考えなければいけないのではないかと。

(竹中議員) 言われるとおり、これは要するにリスクヘッジであるから、その積立金を置いておかなければならない。しかし、今のように 14 兆円を置いておく必要があるかどうか。置いておく必要がないと思うから、毎年繰り入れているわけである。

(谷垣議員) その点は、毎年の税外収入の中では相当大きな部分を占めており、毎年発生するものだから、一般会計に繰り入れていくことはこれからもやる。だが、この文章で、今後 10 年間で半減させるというスリム化目標の中に入れると、為替の扱いの手を縛られてしまうので、そこのところは自由度を残していただかないと困る。

(竹中議員) 「スリム化の対象としない」ではなくて、「柔軟に考える」とするなど、この半減の枠外で、しかし現実的に考えるということではないかと申し上げているわけである。同じことだと思う。

(小泉議長) 国有財産の額は大きくないだろうが、土地の価格が高い、特に都心の官庁の宿舍の資料を全部出してもらおう。この部分は売却不能と財務省では考えているようだが、なぜ不可能なのかをよく調べてもらいたい。財務省が不可能だと思っても、一般の人が考えれば不可能じゃないと思うところがある。財務省だけではなく、全役所にどれだけ宿舍があるか資料を出してもらおう。特に土地の価格が高いところ。財務省が売却は不可能と言っているところも出してもらい、その理由を聞きたい。私は不可能じゃないところがあると思う。

(谷垣議員) 承知した。

(本間議員) 2 ページの「3.」で具体的に手法等について言及をしている。今の総理の御指摘を受けて、工程表と目標のところに具体的な提案をしていただいて、それで精査をするという段取りを年度内に行うということによろしいか。

(牛尾議員) 民間の知見を入れて行うということ。

(竹中議員) 今言われたことを書いておく必要があるのではないかと。

(谷垣議員) 今の資料等をお出しするが、先ほどの話もあるように、リースバックをやるにしても、実行可能性などを相当考えなければならぬ。時間がどのぐらいかかるか十分整理ができていない。我々もねじをまいてやるが、研究に若干時間がかかるかもしれない。

(与謝野議員) 様々な御意見が出されたが、第 1 に、基本的には、政府資産については、一定の資産を除いて長期的な目安を置きながらスリム化を進めること、第 2 は、売却可能な国有財産について一層の売却を進めていくこと、これについては概ね合意が得られたと思う。配付した案を諮問会議決定としたいが、よろしいか。

(竹中議員) お任せするので、先ほど申し上げたことをきちんと入れていただいてということだと思う。

(牛尾議員) いろいろな意見を聞いた上で与謝野議員が引き取るということ。

(与謝野議員) 承知した。

(本間議員) 修文等を検討し、与謝野議員と相談させていただく。よろしく願います。

(与謝野議員) 財務大臣におかれては、今後とも政府資産の一層の縮減を推進するとともに、民間の知見を活用した国有財産の売却にも御尽力をいただきたい。

○三位一体の改革について

(本間議員) 資料「地方交付税改革の推進」についてご説明する。三位一体の改革は、官房長官の下で精力的に御議論されているので、ここでは、3兆円規模の税源移譲とそれにつながる補助金改革を確実に行ってほしいということに言及している。その上で、このペーパーは、地方財政計画・地方交付税改革に絞って、目に見える成果を上げるために積極的に取り組んでいただきたいことをまとめている。

「1.」では、18年度予算において、どのような課題を地財計画が持っているかを整理している。1つは、国・地方が折半対象としている通常収支の財源不足額である。これは、今年度4兆3,000億円存在するが、これを第一段階として早期に解消していくことが求められる。これは、財源保障機能への依存を象徴している面もあるので、18年度地財計画での財源不足の解消を目指して、思い切って歳出削減を行っていただきたい。この金額は、恐らく地方税の動向、あるいは国税から移行する5税の税収の動向等にも依存するわけだが、今の状況からは、従来考えられた以上にこの目標は達成に近く行けると予想される。

第2番目は、ずっと諮問会議で議論してきたが、決算と計画が、地財計画上、大変大きな乖離を生じている。説明責任という観点からも、あるいは予算の精査という観点からも、これを放置しておくことは適切ではない。18年度地方財政計画では、当面、その両者の乖離をできるだけ近づけていくようにしていただきたい。17年度地方財計画では、投資的な部分の乖離を削って経常的な部分の乖離の一部を埋めるという形で措置をしたが、18年度予算においてもそのような方策をとりながら、できるだけ決算と計画との乖離幅を小さくすることをお願いしたい。

それから、それを超えて交付税改革の更なる問題がある。我々は、国と地方併せての基礎的財政収支の黒字化に向けて頑張っているわけだが、財源保障機能の見直しの観点から、地方歳出も国と一緒に頑張って効率化していただきたいと考えている。そのためには、交付税の算定について、これはマクロの地財計画と、ミクロの積上げ、基準財政需要額の算定の方法があるわけだが、これが詳細であり過ぎ、わかりづらいということもよく指摘される。したがって、説明責任を果たす意味でも、歳出区分の整理を早急に行い、交付税の算定の合理化に取り組んでいただきたい。

この1、2の問題は、財務、総務の両省で予算のドタバタのところで議論をし、辻つま合わせをしてきたということがある。この点、やはり早急に根本的な解決を両省で協議し、18年度内に検討状況を諮問会議に報告していただいて、この乖離幅、あるいはボリュームの点についての合意を国民の前に明らかにする。そして、予測可能性を高めていくことが求められているのではないかとということで③を付けている。

もう1つは中期地方財政ビジョン。国の予算が決定されないと地方の予算が決定されない、特に地方交付税の配付が決まってからということになっており、地方公共団体が独自に財政計画や行政改革計画をつくって、それを実施していくことは、意識も含めてなかなか進んでいかないということがある。その点で、ぜひ中期地方財政ビジョンというものをしっかりと策定していく。その中身として①、②、③と書いてあるが、地方の財政収支、国の財政収支の実態をきちんと踏まえ、しかもフローだけではなくて資産・債務の内容も考慮しながら、マクロ経済との整合性を図っていく必要がある。

さらには、地方の歳出機能については国は指導するという立場にあるので、なかなか直接的に指示・命令することはできないが、例えば、名目GDPの伸びを相当下回る水準に目標設定をして厳しく見直していくような行動もとっていく必要性もあろう。

さらに、総理の御指示で交付税の不交付団体の目標を人口割合としたわけだが、目標と工程については、我々は50%ぐらいと言っていたけれども、実態はまだ10%台である。御努力は合併等も含めてされているが、更にこの目標実現に向けて積極的に取り組み、工程を明らかにしていく必要性があろうと考えている。

最後の点は、しかしそうは言っても、がんじがらめで地方を縛りながら強制するということでは、地方自治・分権の観点から望ましくないわけで、地方が自主的に財政再建計画や行政改革というものを計画的に推進できるよう、地方交付税の予測可能性を高めて、それを支援するようなシステムづくりをぜひお願いしたい。
(与謝野議員) 三位一体改革の議論は、今、官房長官の下で進んでおり、竹中議員からの発言の御要望もあったが、総理の時間の都合もあるので、今日はこの論議はここまでにし、次の議題の「平成18年度予算編成の基本方針案」について御審議をいただきたい。

○平成18年度予算編成の基本方針（案）について

(与謝野議員) 「平成18年度予算編成の基本方針」については、今月22日にお示した「平成18年度予算編成の基本方針」の主な事項案に沿って案を作成したので、その概要をご説明する。

まず始めに、「Ⅰ 我が国の経済・財政と構造改革の推進」である。ここでは、日本の経済の動向、基礎的財政収支の黒字化に向けた歳出・歳入の両面における見直し、「小さくて効率的な政府」の実現、デフレからの脱却などが書かれている。

2ページでは、「平成18年度予算の基本的な考え方」が述べられており、「(歳出改革の堅持・強化)」では、「改革の総仕上げ予算」と位置付け、一般歳出を前年度よりも減額するとともに、新規国債発行額を30兆円にできるだけ近づけることなどが書かれている。

次に、「(総人件費改革の推進)」では、「総人件費改革基本指針」に則した実行計画の年内の策定を書いている。

さらに、3ページの「(特別会計の抜本的な改革等)」では、特別会計の抜本的な制度改革の検討・実施、特定財源の一般財源化を含めた検討、道路特定財源の見直しなどが書かれている。また、「(税制改革)」では、定率減税や研究開発、あるいはIT投資等に対する減税の見直しの検討などが書かれている。

最後に「(資産・債務改革等)」では、政府の資産の縮減を図ることが記述されている。

続いて、「Ⅲ 歳出の見直しと構造改革の推進」だが、1から4までは、活力ある社会・経済の実現に向けた重点4分野について書いている。

5から7までの「社会資本整備」では、きめ細かな重点化、入札・契約の透明性、公正性の確保などが書かれている。

6の「社会保障制度」では、前文で、被用者年金制度の一元化に向けた検討などについて書いている。「医療制度改革」については、政府・与党での検討状況を踏まえて、その結論を書き込みたい。最後の「地方財政」についても同様である。

有識者議員から提出された資料の説明をお願いする。

(本間議員) 18年度予算は、構造改革をしっかりと継続強化をすることを強く訴える

ものでなければならぬと思う。最近の経済環境の改善により、歳入面で我々が予測していたよりも幾分いい状況が出てくると思うが、厳しく歳出を見直して、「歳出・歳入一体改革」の第一歩として力強く踏み出すべきである。

総理の「国債発行を 30 兆円にできるだけ近づける」との方針は確実に実現し、かつ、「歳出削減なくして増税なし」という基本原則をきちんと確認しながら各論に移っていただければと考えている。

(1) の「医療制度改革」について、今御議論をされているということは十分承知している。診療報酬の大幅な引き下げ、あるいは保険給付の範囲・内容といった点について抜本的に御議論をいただき、反映できるものについては 18 年度からお願いしたいし、公共投資については、概算要求水準に甘んじることなく、更に切り込んでいただければと思う。

人件費についても、これまで議論してきたとおり早急にこの効果があげられるようにしていくべきと考えているが、できるだけ地方も歩調を合わせて改革を行っていただきたい。

(4) の「地方交付税改革」については、先ほど述べたとおり。

(5) の国債管理政策についても、ほぼ議論をしているので省略をする。

特別会計、資産・債務管理については、目標と工程表を明確にしつつ、一般会計からの繰入等きちんと精査をして効果をあげていく。そして、更に引き続きの年度において、この資産と債務の有り様について、資産売却も含めて抜本的にやっていくということを明示していくことが重要だろう。

(7) も、我々は半減ということを政策金融の方で言っている。18 年度予算においても補助金等を厳しく精査し絞り込む、そういう行動として結びつけていく必要があろう。

(8) だが、民間議員が一番懸念しているのは、税制が継ぎはぎだらけで、年度改正という段階だけでとどまり、年末にまとめた形で議論されていること。この国の中長期的な税制のあり方について、量だけではなく内容においても、国際競争力や経済活力との関係というものを重視しながら経済成長の両立を図っていく必要性があると思うので、今回も経済活力に対する配慮と同時に、この後「歳出・歳入一体改革」を議論するわけだが、そこでは、諮問会議においても包括的な税制改革の検討を行うべきであるということをもとめている。

(竹中議員) 民間議員ペーパーの(4)にある、今後の地方財源における財源不足の話であるが、これは気持ちは非常によくわかる。これから谷垣議員と相談して、一刻も早くこれを解消するように目指さなければいけないと思う。その上で、ぜひ民間議員には、マクロのチェックをしていただきたい。つまり、財政の論理は重要である。しかし、マクロ経済の反応が重要である。それを両方見るのが諮問会議の役割である。私が今暫定的に積算すると、もしこれが1年で4.3兆円の解消を目指そうと思ったら、税金にもよるが、1年間で地方の一般歳出を約6兆円減らさなくてはならない。つまり、これまでの4年間で地方は6.6兆円減らしてきたが、それと同じ額を1年間で減らさなければならない。これは、GDPの1.2%に相当するので、マクロ経済的には多分大変なことになる。谷垣議員や私も含め、そういうマクロ整合的な議論を行う役割を担っていると思うので、ぜひ、そういう議論を今後させていただきたい。

(吉川議員) 竹中議員がおっしゃったことは、大変重要だと思っている。竹中議員も御承知のとおり、その点は税金の見積りに当然依存する。この点は総務省と財務省で同じ税金の見積りでも随分数字が違うので困る。

- (竹中議員) 税収の見積もりは財務省しか行っていない。
- (谷垣議員) 十分議論させていただいたが、実は16年度計画で財源不足分7.8兆円の削減を言ったとき、地方から大変叱られた。しかし、7.8兆円から17年度は4.3兆円まで来ており、3.5兆円を圧縮できた。税収はまだはつきりしたことは言えないが、ここからは竹中議員とよく議論していかなくてはいけないが、驚くほどは変わらないと思う。この辺はこれから議論する。
- (吉川議員) いずれにしても、竹中議員の意見は、我々、内閣府でマクロ経済に対する負荷をきちんとチェックしろということか。
- (竹中議員) 願う。地方についても願う。
- (与謝野議員) 来年の「歳出・歳入の一体改革」のときには、大きな額を占める地方財政と社会保障は、重点的に一生懸命やらないと、歳出・歳入の一体改革にならない。交付税改革において、基準財政需要のあり方については、算定の仕方が本当に正しいのかと昔から思っているのだが、その点は総務省としては難しい仕事だろうが、どうしてもそこは切り込まないと歳出の改革にはつながらないと思う。
- (竹中議員) 総務大臣として一番やらなくてはいけない最重要の課題が、この交付税の改革だと思っている。不良債権の処理、郵政の改革に匹敵するぐらい難しい改革だと思う。そのためには、かなり大がかりな改革の仕掛けが必要であり、それは就任以来、幾つか考えていることがある。しかし、これは、三位一体の改革を決着して、地方も巻き込む形でやりたいと思っているので、しかるべき時期に全体の話を見せていただきたい。
- (本間議員) 竹中議員が言われた、経済と国・地方の財政の関係をきちんと整理をしていかなければならないこと、負荷がどの程度かを検討しなければならず、これはそのとおりだと思う。今後、議論したい。
- (小泉議長) 国債発行額はできるだけ30兆円に近づける。難しい問題であるが、経済と歳出削減と、全体を見ながらよろしく願う。
- (与謝野議員) 平成18年度予算編成の基本方針は、改革の総仕上げ予算にふさわしいものとする。これまで進めてきた構造改革の成果を反映させて、一般歳出については前年度よりも減額し、新規国債発行額については30兆円にできるだけ近づけるという総理の御指示を踏まえてとりまとめていきたい。次回の諮問会議での答申に向けて、調整させていただきたい。

(以上)